

年金投資基金信託 商品概要説明書

項目	内容																																																																																																																																												
1. 商品名 愛称	みずほ信託銀行 ライフマネージ 2020年型																																																																																																																																												
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方																																																																																																																																												
3. 商品分類	年金投資基金信託／バランス型																																																																																																																																												
4. 商品属性	<p>当初設定日 2002年5月7日</p> <p>信託期間 無期限</p> <p>クローズド期間 ありません。</p> <p>主要投資対象 運用方針</p> <p>みずほ信託銀行を受託者とする、下記「ベンチマーク」記載の年金投資基金信託マザーファンドの受益権および短期金融商品を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本を含む世界の主要国の株式・債券に分散投資し、リスクを抑えつつ信託財産の長期的な成長を目指します。 ● 運用はファミリーファンド方式により行い、マザーファンドを通じて国内・海外の株式・債券に投資します。 ● 下記「ベンチマーク」記載の各資産のベンチマークを基本比率で加重平均したものを複合ベンチマークとし、当該複合ベンチマークに連動する成果を目指します。 ● 国内・海外の株式・債券の資産構成割合は、下表に記載されている毎年の基本比率を保ちます。 ● 2020年に近づくに従って株式の構成割合を低下させ、リスク水準をマネージメントします。 ● 2020年以降は短期金融商品と国内債券により運用します。 ● 為替ヘッジは行いません。 <p style="text-align: center;">＜各年毎の資産構成の基本比率＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>国内株式</th> <th>国内債券</th> <th>外国株式</th> <th>外国債券</th> <th>短期金融商品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ 2002年11月</td><td>39</td><td>25</td><td>19</td><td>12</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2002年12月～ 2003年11月</td><td>38</td><td>25</td><td>19</td><td>13</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2003年12月～ 2004年11月</td><td>37</td><td>26</td><td>19</td><td>13</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2004年12月～ 2005年11月</td><td>37</td><td>27</td><td>18</td><td>13</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2005年12月～ 2006年11月</td><td>36</td><td>27</td><td>18</td><td>14</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2006年12月～ 2007年11月</td><td>35</td><td>28</td><td>18</td><td>14</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2007年12月～ 2008年11月</td><td>35</td><td>29</td><td>17</td><td>14</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2008年12月～ 2009年11月</td><td>34</td><td>29</td><td>17</td><td>15</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2009年12月～ 2010年11月</td><td>33</td><td>30</td><td>17</td><td>15</td><td>5</td><td>100</td></tr> <tr><td>2010年12月～ 2011年11月</td><td>30</td><td>30</td><td>15</td><td>14</td><td>11</td><td>100</td></tr> <tr><td>2011年12月～ 2012年11月</td><td>26</td><td>30</td><td>14</td><td>12</td><td>18</td><td>100</td></tr> <tr><td>2012年12月～ 2013年11月</td><td>23</td><td>30</td><td>12</td><td>11</td><td>24</td><td>100</td></tr> <tr><td>2013年12月～ 2014年11月</td><td>20</td><td>30</td><td>10</td><td>9</td><td>31</td><td>100</td></tr> <tr><td>2014年12月～ 2015年11月</td><td>17</td><td>30</td><td>9</td><td>8</td><td>36</td><td>100</td></tr> <tr><td>2015年12月～ 2016年11月</td><td>13</td><td>30</td><td>7</td><td>6</td><td>44</td><td>100</td></tr> <tr><td>2016年12月～ 2017年11月</td><td>10</td><td>30</td><td>5</td><td>5</td><td>50</td><td>100</td></tr> <tr><td>2017年12月～ 2018年11月</td><td>7</td><td>30</td><td>3</td><td>3</td><td>57</td><td>100</td></tr> <tr><td>2018年12月～ 2019年11月</td><td>3</td><td>30</td><td>2</td><td>2</td><td>63</td><td>100</td></tr> <tr><td>2019年12月～</td><td>0</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td><td>70</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> <p>＜資産構成基本比率推移のイメージ図＞</p>	期間	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期金融商品	合計	～ 2002年11月	39	25	19	12	5	100	2002年12月～ 2003年11月	38	25	19	13	5	100	2003年12月～ 2004年11月	37	26	19	13	5	100	2004年12月～ 2005年11月	37	27	18	13	5	100	2005年12月～ 2006年11月	36	27	18	14	5	100	2006年12月～ 2007年11月	35	28	18	14	5	100	2007年12月～ 2008年11月	35	29	17	14	5	100	2008年12月～ 2009年11月	34	29	17	15	5	100	2009年12月～ 2010年11月	33	30	17	15	5	100	2010年12月～ 2011年11月	30	30	15	14	11	100	2011年12月～ 2012年11月	26	30	14	12	18	100	2012年12月～ 2013年11月	23	30	12	11	24	100	2013年12月～ 2014年11月	20	30	10	9	31	100	2014年12月～ 2015年11月	17	30	9	8	36	100	2015年12月～ 2016年11月	13	30	7	6	44	100	2016年12月～ 2017年11月	10	30	5	5	50	100	2017年12月～ 2018年11月	7	30	3	3	57	100	2018年12月～ 2019年11月	3	30	2	2	63	100	2019年12月～	0	30	0	0	70	100
期間	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期金融商品	合計																																																																																																																																							
～ 2002年11月	39	25	19	12	5	100																																																																																																																																							
2002年12月～ 2003年11月	38	25	19	13	5	100																																																																																																																																							
2003年12月～ 2004年11月	37	26	19	13	5	100																																																																																																																																							
2004年12月～ 2005年11月	37	27	18	13	5	100																																																																																																																																							
2005年12月～ 2006年11月	36	27	18	14	5	100																																																																																																																																							
2006年12月～ 2007年11月	35	28	18	14	5	100																																																																																																																																							
2007年12月～ 2008年11月	35	29	17	14	5	100																																																																																																																																							
2008年12月～ 2009年11月	34	29	17	15	5	100																																																																																																																																							
2009年12月～ 2010年11月	33	30	17	15	5	100																																																																																																																																							
2010年12月～ 2011年11月	30	30	15	14	11	100																																																																																																																																							
2011年12月～ 2012年11月	26	30	14	12	18	100																																																																																																																																							
2012年12月～ 2013年11月	23	30	12	11	24	100																																																																																																																																							
2013年12月～ 2014年11月	20	30	10	9	31	100																																																																																																																																							
2014年12月～ 2015年11月	17	30	9	8	36	100																																																																																																																																							
2015年12月～ 2016年11月	13	30	7	6	44	100																																																																																																																																							
2016年12月～ 2017年11月	10	30	5	5	50	100																																																																																																																																							
2017年12月～ 2018年11月	7	30	3	3	57	100																																																																																																																																							
2018年12月～ 2019年11月	3	30	2	2	63	100																																																																																																																																							
2019年12月～	0	30	0	0	70	100																																																																																																																																							
主な投資制限	<p>原則として、上記基本比率を各年毎に定めた乖離許容幅に従います。</p> <p>＜マザーファンドの主な投資制限＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産の純資産総額の100分の10を超えて、同一会社の発行する社債、株式、およびこれらを担保とする貸付金ならびに当該会社に対する貸付金には運用しません。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該社債、株式、貸付金等の構成比率が100分の10を超える場合、ベンチマーク構成比率を基準として上記割合を超えて運用することがあります。 ● 先物取引、オプション取引等の派生商品の利用は、当該資産の価格等のヘッジ目的に限定します。 																																																																																																																																												
ベンチマーク	<p>各マザーファンドのベンチマークを年度毎の基本比率で加重平均して算出したものを複合ベンチマークとします。なお、各マザーファンドはそれぞれのベンチマークに連動した成果を目指すインデックス運用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国内株式マザーファンド：TOPIX(東証株価指数(配当込)) ◇ 国内債券マザーファンド：NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合) ◇ 外国株式マザーファンド：MSCI KOKUSAI インデックス(配当込・税引前・円ベース) ◇ 外国債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除日本、円ベース) 																																																																																																																																												
決算日	毎年11月30日(休業日の場合は、翌営業日)																																																																																																																																												
収益分配	<p>決算時に分配し、全額を再投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分配金額は、分配方針に基づきみずほ信託銀行が決定します。 ● 収益分配による再投資には信託財産留保額はかかりません。 																																																																																																																																												
償還条項	<p>以下に掲げる事項が発生した場合、この信託契約は終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 信託財産の純資産総額が、2012年の収益計算期以降に1億円を下回ったとき ◇ 信託目的を達成したとき ◇ 信託目的の達成が不可能もしくは著しく困難と受託者が認めたとき 																																																																																																																																												
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。																																																																																																																																												
お申込み単位	1円以上1円単位																																																																																																																																												
お申込み価額	購入約定日の基準価額に信託財産留保額を加算した価額が適用されます。																																																																																																																																												

項目	内容
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価格	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	● 純資産総額に対し年0.363% (税抜年0.33%)
信託財産留保額	現在0%としています。
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社が立替えた立替金の利息、外部監査費用等は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、毎年約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み／損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
価格変動リスク	ファンドはマザーファンドを通じて株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、各資産の市場価格の変動に伴い、マザーファンドの信託財産の価格が変動し、ファンドの信託財産の価格も変動します。
金利変動リスク	一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動が、株式市場や為替に影響を及ぼす可能性があります。
信用リスク	ファンドや各マザーファンドが保有する証券等は、一般に、発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合があります。債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、証券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が低下する要因となります。また、短期金融商品として受託会社等に預金や貸付等を行う場合は、当該預金先や貸付先等の破綻も、ファンドの基準価額が低下する要因となります。
為替変動リスク	ファンドは外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを通じて、原則としてベンチマークの通貨配分に基づいて、現地通貨にて有価証券等に投資します。従って当該通貨の為替変動の影響を直接受けます。円安方向の為替変動は基準価額の上昇要因となりますが、円高方向への為替変動は基準価額の低下要因となります。
カントリーリスク	ファンドが外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを通じて組入れる有価証券等の発行国(地域)あるいは周辺国(地域)の政治・経済・社会情勢、資本規制、税制等の変化により金融・証券市場が混乱した場合、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。
流動性リスク	ご解約の支払代金を手当てするために組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。その場合、市場動向や流動性等の状況によっては、基準価額が大きく変動する可能性があります。
その他の留意点	当ファンドは1円以上1円単位でお申込みいただくことができますが、ファンドの総資産残高が少額である場合は、所定の運用ができない場合があります。各マザーファンドはベンチマークに連動した収益を目指しますが、一定の連動水準を保証するものではありません。
12. セーフティーネットの有無	年金投資基金信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額 - 信託財産留保額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 運用会社	みずほ信託銀行株式会社

(運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該年金投資基金信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 年金投資基金信託は、金銭信託商品であり、証券投資信託商品ではありません。
- ◆ 年金投資基金信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。年金投資基金信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。